

## 仕 様 書

### (遵守事項)

- 1 賃貸借物件である車両（以下「リース車両」という。）は、議会事務局専用車として使用するものであり、納入及びメンテナンス等については、この仕様書によるほか、細部については、本市の指示に基づいて行わなければならない。

### (疑義に対する解釈)

- 2 この仕様書に疑義がある場合は、本市が契約書に定める賃貸人（以下「賃貸人」という。）の協議により解決しなければならない。

### (製作の着手)

- 3 設備として当然必要と認められるものは、別添車両仕様書に記載していない事項であっても、賃貸人の費用をもって設計製作しなければならない。

### (リース車両の仕様)

- 4 リース車両の仕様については、別添車両仕様書のとおりとする。

### (借受台数)

- 5 1台とする。

### (借受期間)

- 6 令和7年3月1日から令和12年2月28日まで（60か月）とする。

### (所轄官庁の手続き)

- 7 リース車両の納入に際し、賃貸人はリース車両に係る次に掲げる手続きを行うものとする。

- (1) 自動車損害賠償保険の申請及び保険料の納入を行うとともに、同保険証及び所轄陸運局の車体検査証を添付する。
- (2) 自動車税の納入を行うとともに、これを証する書類を添付する。
- (3) 自動車保管場所証明書の申請及び手数料の納入を行うとともに、「保管場所標章」を所定の位置に貼り付ける。

### (自動車検査証の記載事項)

- 8 自動車検査証の記載内容については、次のとおりとする。

- (1) 使用者 札幌市
- (2) 使用者の住所 札幌市中央区北1条西2丁目
- (3) 使用の本拠の位置／自動車の所在する位置 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

### (自動車保険関係事項)

- 9 賃貸人は、リース車両について、自動車損害賠償責任保険及び任意保険に加入すること。ただし、契約解除後は速やかに名義変更すること。なお、任意保険内容は以下のとおりとする。

- (1) 年齢制限 無制限
- (2) 対人保険 無制限
- (3) 対物保険 無制限（免責額なし）
- (4) 搭乗者保険 1名につき1,000万円
- (5) 車両保険 時価（免責額なし）

### (メンテナンス・修理関係)

- 10 賃貸人は、リース車両について、次に掲げるメンテナンス及び修理等を行うものとする。

なお、年間（1年度）走行見込距離数は約8,000kmとする。

- (1) 法定定期点検

- (2) 継続検査（車検整備）
- (3) 一般修理（消耗、摩耗、故障部品の交換および修理）
- (4) エンジンオイル、オイルエレメントの交換

エンジンオイルは5,000km毎に交換する。ただし、最低6ヶ月に1回は交換する。

オイルエレメントは10,000km毎に交換する。ただし、最低1年度に1回は交換する。

- (5) バッテリー充電、交換

必要に応じて充電又は交換する。

- (6) ワイパー交換

状態又は季節に応じて交換する。冬季はウィンターブレードに交換するものとする。

- (7) タイヤ交換

状態又は季節に応じて交換する。夏タイヤについては、最低3年度に1回、冬タイヤ（スタッドレスタイヤ）についても、最低3年度に1回は別紙車両仕様書に記載の新品に交換するものとする。

- (8) その他の装置等の整備

別添車両仕様書に掲げる上記以外のリース車両に係る装置、装備、付属品及び追加装備（無線を除く。）については、その状態に応じて随時、メーカー保証内容に基づき点検整備、補修又は交換を行うものとする。

- (9) 代車

メンテナンス及び修理等の際に車を使用できない期間については、賃貸人により代車を用意すること。なお、この場合の代車については、別添車両仕様書に記載のもの、もしくは同程度に使用することができるものとする。

（費用負担）

- 11 契約書に定めるもののほか、賃貸人は次の費用を負担するものとする。ただし、燃料費及びタイヤパンク修理費用、ウォッシャー液費は、本市の負担とする。

- (1) 車両登録費用
- (2) 自動車取得税
- (3) 自動車税
- (4) 自動車重量税
- (5) 第7項の手続きに要する費用
- (6) 第9項の自動車損害賠償責任保険料及び任意保険料
- (7) 第10項のメンテナンス及び修理等に要する費用

（納入場所及び保管場所等）

- 12 引渡場所及び保管場所については次のとおりとする。

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市議会事務局（札幌市役所本庁舎地下車庫）

（点検結果の報告）

- 13 賃貸人は、リース車両に係る法定点検の点検結果等について、当該点検終了後、速やかに本市に報告するものとする。

- 14 リース期間満了後におけるリース車両の買取り又は再リースについて当事者は協議することができる。また、再リースの期間については、月単位での再リースが可能であることとする。